

佐賀県職員に係る復職支援に関する業務委託企画コンペ実施要領

1 目的

この要領は、精神保健、臨床心理等の外部専門家により長期病休者の職場復帰等を効果的に支援するための企画提案を募集し、企画コンペに参加した業者（以下「企画コンペ参加者」という。）から当該業務を委託する候補者を決定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務委託の概要

佐賀県職員に係る復職支援に関する業務委託仕様書のとおり

3 委託金額

年度上限額6,307千円（消費税額及び地方消費税額を含む）

4 参加資格に関する事項

本件企画コンペに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす法人等であることを要する。

なお、要件（7）については、参加要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する必要がある。

- (1) 本事業と同種の業務を実施した実績を有し、業務を遂行できる能力を有していること。
- (2) 緊急の打ち合わせ等が必要な場合に、迅速に対応できること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 企画コンペ実施の日の6か月前から現在までの間、金融機関等において手形又は小切手を不渡りした者でないこと。
- (6) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (7) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77

- 号) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- イ 暴力団員 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

5 手続等に関する事項

- (1) 担当課 佐賀県総務部人事課職員担当 (健康管理室)
郵便番号 840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号佐賀県庁新館2階
電話 0952-25-7383
ファックス番号 0952-25-7413
電子メールアドレス jinji-kenkou@pref.saga.lg.jp
- (2) 募集方法
企画コンペの実施については、佐賀県ホームページに掲載する。

6 説明会 実施しない。

7 参加申込書の提出

本件企画コンペに参加を希望する者は、参加申込書 (別紙様式1) に誓約書 (別紙様式2) を添付のうえ、上記担当課に持参又は郵送し、参加資格の確認を受けること。

- (1) 提出期限 令和8年3月11日 (水曜日) 午後1時 (必着)
- (2) 参加資格の確認結果は、令和8年3月17日 (火曜日) までに通知する。
- 注) 郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

8 質問書の受付及び回答

質問がある場合は、質問書 (別紙様式3) を作成し、電子メールにより上記担当課あて提出すること。提出後は、電話により質問書が到着したことを確認すること。

- (1) 提出期限 令和8年3月5日 (木曜日) ~ 3月13日 (金曜日) 午後1時 (必着)
- (2) 回答方法 質問及びそれに対する回答については、令和8年3月19日 (木曜日) までに企画コンペ参加申込者全員に電子メールにより行う。

9 企画提案書等の提出

関係資料を添付のうえ、上記担当課に持参又は郵送すること。

(1) 提出書類

企画提案書（別紙様式4）に、次のア～オの書類を添付して1セット（以下「企画提案書等」という。）とし、6部（正本1部、副本5部）を提出すること（正本は、ホッチキス等を用いず、クリップ止めとすること）。

また、様式は、特に指定のある場合を除き任意とするが、規格は原則A4判とし、両面印刷を行う等して、枚数の削減に努めること。

ア 講座及び研修プログラム案（任意様式）

(ア) 業務委託仕様書の内容を踏まえ、企画コンペ参加者が考える「復職支援のあり方、目指すべき姿等」について説明する資料を作成するとともに、①復職準備サポート講座プログラム案、②復職者サポート講座プログラム案、③復職支援研修会プログラム案をそれぞれ3年度分作成すること。

(イ) プログラム案の作成に当たっては、①実施内容、②所要時間、③手法（集団療法、個別面接、グループワーク等）、④提案の特色や重点事項等を必ず記載すること。

また、講座の回数・時間及び受講者数は下表のとおりとする。

なお、講座は、集団療法と個別面接を組み合わせることを必須とし、復職準備サポート講座は、月4回の講座の中で、集団療法と個別面談を実施、復職者サポート講座は、1回の講座で集団療法と個別面接をセットで実施することとする。

講座名	回数	時間/回	受講者数/回
復職準備サポート講座	週1回	2時間	5名程度
復職者サポート講座	月1回	4時間	10名程度
復職支援研修会	年1回	2時間	150名程度

イ 会社概要（任意様式）

本業務の実施体制が分かるものを含めること。

ウ 実績書（別紙様式5）

同種の業務を実施した実績を記載し、部分的に関わったもの等は含めないこと。

エ 復職支援員の経歴書等（任意様式）

復職支援員として予定している者（2名）の職務経歴を証するもの（経歴書等）を提出すること。なお、資格を有している者にあつては、資格免許を証するもの（免許証等）の写しも併せて提出すること。

オ 見積書（任意様式）

(ア) 見積金額は、当該業務に係る全ての費用とし、指導料、テキスト料、交通費等の内訳が分かるように記載すること。

(イ) 見積書のあて名は「佐賀県収支等命令者」とし、住所、商号又は名称、代表者の職・氏名を記載し、代表者印を押印すること。

(2) 提出期限 令和8年3月23日(月曜日)午後3時(必着)

注) 郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

10 プレゼンテーションの日時及び場所

(1) 日時 令和8年3月24日(火曜日)(予定)

(2) 場所 佐賀県庁新館2階 健康管理室
(〒840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号)

(3) プレゼンテーションは参加者毎に行う。企画コンペ参加者毎の開始時間は別途通知する。

(4) その他

ア スクリーン、プロジェクター、ノートパソコン等が必要な場合は、対応可能な範囲で県が準備するため、前日までに担当者に連絡すること。

イ 参加者側の出席者は4人以内(うち1人は業務を中心的に担当する者が望ましい。)とし、ヒアリング時間は1社あたり30分程度(説明25分、質疑5分程度)とする。

11 結果の通知

令和8年3月27日(金曜日)(予定)に文書により通知する。

12 評価に関する事項

(1) 評価基準は、別紙1の「評価基準」とおりとする。

(2) 提案書の内容に未記入箇所がある場合、添付資料等の不備により内容が確認できない場合は、該当する評価項目は0点とする。

(3) 評価基準には、提案内容の水準を確保するため、最低基準点を定める。

13 実施スケジュール(予定)

令和8年3月5日(木曜日)	県ホームページでの公募開始
令和8年3月11日(水曜日)	参加申込書等の提出期限
令和8年3月23日(月曜日)	企画提案書等の提出期限
令和8年3月24日(火曜日)	企画コンペの実施、契約候補者の決定
令和8年3月27日(金曜日)	契約候補者への通知

14 失格要件

次のいずれかに該当する場合の提案は無効とする。

- (1) 「4 参加資格に関する事項」を満たさなくなった場合
- (2) 本実施要領に定める手続き等を遵守しなかった者
- (3) 本件企画コンペ手続について不正行為を行なった場合
- (4) 見積書の金額、氏名及び印鑑について誤脱又は判読不可能なものを提出した場合
- (5) 1社が複数の提案をした場合
- (6) 代理人でその資格のない場合
- (7) 提案書の重要事項が適切に記述されていない場合
- (8) 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められる場合
- (9) 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した場合

15 その他

(1) 契約保証金

ア 契約締結の際に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付すること。

イ 契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第116条の規定に基づき、担保を供することができる。

ウ 次の各号に掲げる場合は、契約保証金の納付を免除する。

(ア) 県を被保険者とする履行保証保険契約（見積金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

(イ) 国又は地方公共団体等との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去2年間に履行期間が到来した契約を適正に履行した実績を有しており、かつ、その者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合

(ウ) 随意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがない場合

(2) 企画コンペ手続の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、本件企画コンペ手続を中止する。この場合の損害は参加者の負担とする。

ア 参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、本手続を公正に執行することができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、本手続を行なうことができないとき。

(3) 最優秀提案の決定方法

評価点の最も高いものを最優秀提案とする。なお、最優秀提案となるべき評価点の最も高いものが2社以上あるときは、技術点が高いものを最優秀提案とする。

(4) 留意事項

- ア 企画提案書等の作成及び提出、プレゼンテーションに要する費用は、全て企画コンペ参加者の負担とする。
- イ 提出された提案書及び添付資料は返却しない。
- ウ 企画提案に当たっては、委託先として決定されないこともある点に十分留意し、関係者とのトラブルがないようにすること。
- エ 企画コンペ終了後、契約候補者と契約に向けた協議を行う。
- オ 本企画コンペに掲げる手続は、令和8年2月議会において、当該委託業務の予算が成立しない場合は取り止める。この場合は、佐賀県ホームページにより公示を行う。

16 問い合わせ先

佐賀県総務部人事課職員担当（健康管理室）鷲崎

〒840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号

電話番号：0952-25-7383 ファックス番号：0952-25-7413

Email アドレス：jinji-kenkou@pref.saga.lg.jp

佐賀県職員に係る復職支援に関する業務委託企画コンペ

評価基準

評価項目	評価基準	配点(点)	
1 講座の実施方法等			50
講座内容の妥当性	仕様書記載の実施内容についてすべて提案されているか	0点又は5点	5
	講座の時間帯は、対象者に無理がなく、かつ復職準備性を確認できるように設定されているか	0～5点	5
	病気休業者・復職者等に対する復職支援の意味、役割等が明確に説明されており、本県において効果的な復職支援が実現できることが期待できるか	0～10点	10
プログラムの妥当性	病気休業者に対し、職場復帰のために必要なセルフケア能力を獲得させるため、生活リズムを整え、疲れやストレスをコントロールするための能力等の向上に効果的なプログラム(認知行動療法等)が提案されているか	0～10点	10
	復職者に対し、前向きで柔軟な考え方を学ぶため及びストレスへの対応力を身に着けるための効果的なプログラム(認知行動療法等)が提案されているか	0～10点	10
	研修会の内容は、メンタルヘルス不調の未然防止に関する事項、メンタルヘルス不調の早期発見と適切な対応に関する事項、職場復帰支援に関する事項が含まれているか	0～10点	10
2 組織の経験・能力			25
事業実績	復職支援業務の経験が豊富で、業務を遂行した実績を有しているか	0点又は5点	5
組織の事業実施能力	講座及び研修会のプログラムは、組織の経験等により専門的な手法や技法、ノウハウ等が反映されたものとなっているか	0～5点	5
	事業を行う上で適切な財政基盤、経理処理能力を有しているか	0～5点	5
	復職支援に関する幅広い知見やネットワークを持っているか	0～5点	5
	円滑な業務遂行のための人員補助体制が組まれているか	0～5点	5
3 復職支援員の経験、能力			15
類似業務の経験	過去に同様の業務を実施した経験があるか	0～5点	5
専門知識、適格性	復職支援に関する豊富な知識、知見を持っているか	0～5点	5
勤務歴、資格等	業務を遂行する上で、有効な資格等を持っているか	0～5点	5
4 経費の妥当性			10
必要経費の見積額及び配分は妥当か、安価であるか		0～10点	10
総 合 点			100

※提案内容の水準を確保するため、最低基準点は総合点の6割とする。